

宮城県と日本生命保険相互会社との包括連携協定

宮城県（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携・協力し、県民が安心して健康で豊かに暮らすことができる社会の構築に取り組むため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、密接な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、県民が安心して健康で豊かに暮らすことができる社会の構築を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）健康増進・がん予防に関すること。
- （2）地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- （3）高齢者・障害者支援に関すること。
- （4）子ども・青少年育成に関すること。
- （5）男女共同参画に関すること。
- （6）県政情報の発信に関すること。
- （7）その他地域社会の活性化及び県民サービスの向上に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成29年3月22日

甲 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
宮城県
宮城県知事

村 井 嘉 浩

乙 東京都千代田区丸の内1-6-6
日本生命保険相互会社
代表取締役社長

筒 井 義 信